

# 瑞光幼稚園保護者会規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は瑞光幼稚園保護者会と称し、事務所を瑞光幼稚園内に置く。  
〒533-0005 大阪市東淀川区瑞光4-6-7

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会の目的は下記の通りである。

1. 幼児が心身共に健康で明るく成長することを念願し、これが教育を推進する為の教育的環境の設備、及び教育方針に協力する。
2. 幼稚園と家庭の連絡を密にし、幼児の健全なる発育を計ることに協力する。
3. 瑞光幼稚園地域周辺における社会教育の振興を計ることに努める。
4. 会員相互の協和と親睦を計る。

第3条 本会は第2条の目的を達成する為、下記の事業を行う。

1. 幼稚園の年間行事に積極的に協力する。
2. その他の目的達成の為の行事に参加協力する。

## 第3章 方針

第4条 本会は自己独立のもので他の如何なる団体の支配干渉を受けない。

第5条 本会は幼年少年の福祉の為に活動する他の社会教育関係団体及び機関と協力する。

第6条 本会は瑞光幼稚園の園児保育教育の向上と発展に協力する。

第7条 本会は園児の保育方針、幼稚園の管理、教職員の人事経営方針に一切干渉しない。

## 第4章 会員

第8条 本会の会員は下記の通りである。

1. 幼稚園に在籍する園児の両親又は、保護者。
2. 特に幼児教育に関心を持って入会を希望するもの。

第9条 会員はすべて会費を納入する義務を有する。

第10条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 経理

第11条 本会の経理は会計事業収入及び自発的寄付金を持って支弁する。

第12条 会費は一人につき月額 300円 とする。

第13条 本会の経理は会計監査委員の監査を受け、これを会員に報告する。

第14条 会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

## 第6章 役員及び幹事

第15条 本会の役員及び幹事は下記の通りとする。

- |          |        |         |
|----------|--------|---------|
| 1. 会 長   | 1名     | 両親又は保護者 |
| 2. 副 会 長 | 1名又は2名 | 同じ      |
| 3. 書 記   | 1名     | 同じ      |
| 4. 会 計   | 2名     | 先生、保護者  |
| 5. 会計監査  | 1名     | 両親又は保護者 |
| 6. 幹 事   | 各組2名   | 同じ      |

第16条 役員任期は一年とする。

第17条 役員選出は下記の通りとする。

1. 総会の席上において、会員の中からこれを推薦する。
2. 各役員選出が困難な場合は幼稚園より指名することが出来る。
3. この場合、総会の出席者の3分の2の承認を要する。幹事は会長が委嘱する。

## 第7章 役員幹事の資格とその任務

第18条 役員幹事の任務は下記の通りである。

1. 会長は総会役員会を招集し、これを司会し、外部に対して本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
3. 書記は総会、役員会の議事、その他の全般の活動状況を記録し、会合の通知をする。
4. 会計は総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。又、会計監査を受けて会員に報告する。
5. 会計監査は年度末に行う。

## 第8章 総会

第19条 総会は本会の最高の決議機関である。

第20条 総会の定員は会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第21条 役員会が必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の要求があった場合、会長は総会を招集することが出来る。

第22条 役員会は本会の役員によって構成され、役員会には園長が構成員となり出席し、意見を述べる事が出来る。

第23条 幹事会は会長がこれを招集し、役員及び幹事を持って構成する。

第24条 幹事会は園長が出席し、意見を述べる事が出来る。幹事会は随時これを開催する。

以上